（特定信用事業代理業に係る禁止行為）

第五十条の二十三　準用銀行法第五十二条の四十五第五号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　（略）

二　顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、法第百六条第二項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介をする行為（準用銀行法第五十二条の四十五第三号に掲げるものを除く。）

三　（略）

四　顧客に対し、不当に、法第百六条第二項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為

五・六　（略）

（特定信用事業代理業に関する帳簿書類）

第五十条の二十四　特定信用事業代理業者は、準用銀行法第五十二条の四十九の規定により、特定信用事業代理業の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に定める帳簿書類（法第百六条第二項各号に規定する契約の締結の代理を行わない場合は、第三号に定めるものに限る。）を所属組合ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一・二　（略）

三　特定信用事業代理業に係る顧客に対して行った法第百六条第二項各号に規定する契約の締結の媒介の内容を記録した書面　当該媒介を行った日から五年間

（許可の効力に係る承認の申請等）

第五十条の二十八　法第百六条第一項の許可を受けた者は、準用銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

２　農林水産大臣及び金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　法第百六条第一項の許可を受けた日から六月以内に特定信用事業代理業を開始することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二・三　（略）

（所属組合による特定信用事業代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第五十条の二十九　所属組合は、特定信用事業代理業者の特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～三　（略）

四　特定信用事業代理業者が行う法第百六条第二項第一号及び第三号に規定する行為について、必要に応じて自らが審査を行うための措置

五～九　（略）

２　（略）

（特定信用事業代理業者の原簿の記載事項）

第五十条の三十　所属組合は、当該所属組合に係る特定信用事業代理業者に関し、準用銀行法第五十二条の六十第一項の原簿（以下この条において「原簿」という。）に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四　（略）

五　法第百六条第一項の許可を受けた年月日

２・３　（略）

（特定信用事業代理業に係る禁止行為）

第五十条の二十三　準用銀行法第五十二条の四十五第五号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　（略）

二　顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、法第百二十一条の二第二項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介をする行為（準用銀行法第五十二条の四十五第三号に掲げるものを除く。）

三　（略）

四　顧客に対し、不当に、法第百二十一条の二第二項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為

五・六　（略）

（特定信用事業代理業に関する帳簿書類）

第五十条の二十四　特定信用事業代理業者は、準用銀行法第五十二条の四十九の規定により、特定信用事業代理業の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に定める帳簿書類（法第百二十一条の二第二項各号に規定する契約の締結の代理を行わない場合は、第三号に定めるものに限る。）を所属組合ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一・二　（略）

三　特定信用事業代理業に係る顧客に対して行った法第百二十一条の二第二項各号に規定する契約の締結の媒介の内容を記録した書面　当該媒介を行った日から五年間

（許可の効力に係る承認の申請等）

第五十条の二十八　法第百二十一条の二第一項の許可を受けた者は、準用銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

２　農林水産大臣及び金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　法第百二十一条の二第一項の許可を受けた日から六月以内に特定信用事業代理業を開始することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二・三　（略）

（所属組合による特定信用事業代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第五十条の二十九　所属組合は、特定信用事業代理業者の特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～三　（略）

四　特定信用事業代理業者が行う法第百二十一条の二第二項第一号及び第三号に規定する行為について、必要に応じて自らが審査を行うための措置

五～九　（略）

２　（略）

（特定信用事業代理業者の原簿の記載事項）

第五十条の三十　所属組合は、当該所属組合に係る特定信用事業代理業者に関し、準用銀行法第五十二条の六十第一項の原簿（以下この条において「原簿」という。）に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四　（略）

五　法第百二十一条の二第一項の許可を受けた年月日

２・３　（略）